

非自動はかり－性能要件及び試験方法－

第 2 部：取引又は証明用

正 誤 票

区分	位置	誤	正														
本体	10	検定は、附属書 JA による。	検定は、附属書 JA 及び附属書 JE による。														
附属書 JA	JA.2.1.2.5	試験は、JE.2.2 による（電気式はかりを除く。）。	試験は、任意の荷重に対して、JE.2.2 による（電気式はかりを除く。）。														
	JA.3.2.3.1	試験方法は、三つの異なる荷重（零付近又は使用範囲の下限、ひょう量の 1/2、及びひょう量相当）において、次による。	試験方法は、三つの異なる荷重（零付近又はデジタル表示のはかりは使用範囲の下限、ひょう量の 1/2、及びひょう量相当）において、次による。														
	JA.3.2.3.1 d)	載せた荷重に対する目量に相当する分銅を荷重受け部の上方 1 cm…落下させる。	載せた荷重に対する目量（デジタル表示にあっては、目量の 1.4 倍）に相当する分銅を荷重受け部の上方 1 cm…落下させる。														
	JA.3.2.3.2	試験方法は、次による。	試験方法は、次による（手動天びんを除く。）。														
	JA.3.3.2.3 d)	載せた荷重に対する目量に等しい追加荷重を釣り合った状態のはかりに載せたときには、次の変位を生じなければならない。	載せた荷重に対する目量に等しい追加荷重を釣り合った状態のはかりに載せたときには、次の変位以上の変位を生じなければならない。														
	JA.3.3.3.2	試験方法は、次による。	試験方法は、次による（手動天びんを除く。）。														
	JA.3.4.2	構造に係る技術上の基準は、JA.3.3.2 による [JA.3.3.2.1.1 b) 並びに JA.3.3.2.3 の b) 及び c) は除く。]。	構造に係る技術上の基準は、JA.3.3.2 による [JA.3.3.2.1.1 の b) 及び c)、JA.3.3.2.1.2 d) 並びに JA.3.3.2.3 の b) 及び c) は除く。]。														
附属書 JB	表 JB.1	誤															
		<table><tr><td rowspan="2">使用公差</td><td colspan="4">目量 (e) で表した質量 (m)</td></tr><tr><td>精度等級 1 級</td><td>精度等級 2 級</td><td>精度等級 3 級</td><td>精度等級 4 級</td></tr><tr><td>±1 e</td><td>0 < m ≤ 50 000</td><td>0 < m ≤ 5 000</td><td>0 < m ≤ 500</td><td>0 < m ≤ 50</td></tr></table>		使用公差	目量 (e) で表した質量 (m)				精度等級 1 級	精度等級 2 級	精度等級 3 級	精度等級 4 級	±1 e	0 < m ≤ 50 000	0 < m ≤ 5 000	0 < m ≤ 500	0 < m ≤ 50
		使用公差	目量 (e) で表した質量 (m)														
精度等級 1 級	精度等級 2 級		精度等級 3 級	精度等級 4 級													
±1 e	0 < m ≤ 50 000	0 < m ≤ 5 000	0 < m ≤ 500	0 < m ≤ 50													
正																	
<table><tr><td rowspan="2">使用公差</td><td colspan="4">目量 (e) で表した質量 (m)</td></tr><tr><td>精度等級 1 級</td><td>精度等級 2 級</td><td>精度等級 3 級</td><td>精度等級 4 級</td></tr><tr><td>±1 e</td><td>0 ≤ m ≤ 50 000</td><td>0 ≤ m ≤ 5 000</td><td>0 ≤ m ≤ 500</td><td>0 ≤ m ≤ 50</td></tr></table>		使用公差	目量 (e) で表した質量 (m)				精度等級 1 級	精度等級 2 級	精度等級 3 級	精度等級 4 級	±1 e	0 ≤ m ≤ 50 000	0 ≤ m ≤ 5 000	0 ≤ m ≤ 500	0 ≤ m ≤ 50		
使用公差	目量 (e) で表した質量 (m)																
	精度等級 1 級	精度等級 2 級	精度等級 3 級	精度等級 4 級													
±1 e	0 ≤ m ≤ 50 000	0 ≤ m ≤ 5 000	0 ≤ m ≤ 500	0 ≤ m ≤ 50													

区分	位置	誤	正
附属書 JB	JB.4.1.1	器差検査に使用する基準分銅等は， JA.1.1 による。	器差検査に使用する基準分銅等は， JA.1.1 による。ただし， JA.1.1 にある“検定公差”は， JB.2 における“使用公差”に読み替える。
	JB.5.1.1	器差検査に使用する基準分銅等は， JA.1.1 による。また，車両等を使用する場合は， JB.4.1.2 による。	器差検査に使用する基準分銅等は， JA.1.1 による。ただし， JA.1.1 にある“検定公差”は， JB.5.2.1 又は JB.5.3.1 における“使用公差”に読み替える。また，車両等を使用する場合は， JB.4.1.2 による。
	JB.5.2.2.2 a)	手動指示はかりは，載せた荷重に対する目量の2倍に等しい追加荷重を釣り合った状態のはかりに静かに載せたときには，次の変位を生じなければならない。	手動指示はかりは，載せた荷重に対する目量の2倍に等しい追加荷重を釣り合った状態のはかりに静かに載せたときには，次の変位以上の変位を生じなければならない。
	JB.5.2.2.2 b)	アナログ指示のはかりは，載せた荷重に対する目量の2倍に等しい追加荷重を釣り合った状態のはかりに静かに載せたときには，追加荷重の0.7倍以上に相当する一定した変位を生じなければならない。	アナログ指示のはかりは，載せた荷重に対する目量の2倍に等しい追加荷重を釣り合った状態のはかりに静かに載せたときには，目量の0.7倍以上に相当する一定した変位を生じなければならない。
	JB.5.2.2.2 c)	デジタル表示のはかりは，目量の2.4倍(2.4e)に等しい追加荷重を釣り合った状態のはかりに静かに載せたとき又は取り除いたときには，目量に相当する変位を生じなければならない。	デジタル表示のはかりは，目量の2.4倍(2.4e)に等しい追加荷重を釣り合った状態のはかりに静かに載せたとき又は取り除いたときには，目量に相当する変位以上の変位を生じなければならない。
	JB.5.2.2.10	機械式はかりの目盛標識等は， JA.3.3.2.3 のk)～n)による。	機械式はかりの目盛標識等は， JA.3.3.2.3 のk) [5), 6) 及び 8)～10) を除く。] ～n)による。ここで， JA.3.3.2.3 のk) 7) の“5 mm”は“8 mm”と読み替える。
	JB.5.2.3.1	試験方法は，三つの異なる荷重（零付近又は使用範囲の下限，ひょう量の1/2，及びひょう量相当）において実施する。	試験方法は，三つの異なる荷重（零付近又はデジタル表示のはかりは使用範囲の下限，ひょう量の1/2，及びひょう量相当）において実施する。ここで，ひょう量相当の荷重は， JB.4.2.2 のb) 及び c) によって，それぞれ読み替える。
	JB.5.2.3.2	試験方法は，次による。	試験方法は，次による（手動天びんを除く。）。
	JB.5.3.1.1 b) 1)	－ ひょう量が30 kg 以下で2 tを超えるもの	－ ひょう量が30 kg 以下又は2 tを超えるもの
附属書 JE	JE.2.3 b)	ひょう量の1/2以上の試験荷重（ひょう量が2 tを超える懸垂式はかりの場合は，2 tの試験荷重としてもよい。）を負荷する。	ひょう量の約1/2の試験荷重（ひょう量が4 tを超える懸垂式はかりの場合は，2 tの試験荷重としてもよい。）を負荷する。

平成 27 年 8 月 1 日作成